会計年度任用職員の回数券の廃止等に伴う通勤交通費の取扱にかかる質疑応答集

問１　月ごとの所要勤務日数を元に、ポイントサービス適用の有無や還元額を算出し、通勤交通費の計算を行ってもよいか。

○　お見込のとおり、①月ごとの所要勤務日数を元に通勤交通費を計算するのが基本となる。ただし、②標準的な勤務形態を基にポイントサービス額を算出し、以降その額を基準として計算しても差し支えない。

　計算例

　任用期間：１０月１日～３月３１日

　勤 務 日：月・水・金

　任用期間中の所要勤務日数：70日

　通勤状況：神戸市バス（昼間の時間の利用はなし）

　片道運賃：210円（1ヶ月定期8,820円）

　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数：12回

　当月の通勤回数13回

　①による場合

当月の通勤回数

月ごとの通勤所要回数により変動

　　　210円×2×5,460円／（5,460円＋546円）×13回＝4,963.63→4,963円（円未満切捨）

5,460×10％

210×2×13

　②による場合

この部分は固定

当月の通勤回数

　　　210円×2×5,040円／（5,040円＋504円）×13回＝4,963.63→4,963円（円未満切捨）

5,040×10％

210×2×12

　※　通勤状況及び通勤所要回数によっては、①と②の計算結果に差異が生じる場合があるが、差し支えない。

問２　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数はどのように算出すればよいか。

○　標準的な勤務形態を基にポイントサービス額を算出し、以降その額を基準として通勤交通費を計算する場合、平均１ヶ月当たりの通勤所要回数は以下より算出する。

　・任用期間中の通勤所要回数を任用月数で除して得た数（１位未満は切り上げ）

　　 ただし、任用期間中に長期休業期間等によりあらかじめ勤務しない事がわかっている月があるのであれば、その月は任用月数から除いても差し支えない。

　計算例

　任用期間：１０月１日～３月３１日

　勤 務 日：月・水・金

　任用期間中の所要勤務日数：70日

　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数

　70日÷６ヶ月＝11.66→12回

　　 なお、１つの任用期間中であっても、上期、下期等で月ごとの所要勤務日数に極端に差がある場合には、その期間ごとに平均１ヶ月当たりの通勤所要回数を計算して差し支えない。

問３　任用期間が5月２０日から9月30日で、所要勤務日数が他の月に比べて極端に少ない月（例では5月）がある場合、平均１ヶ月当たりの通勤所要回数はどのように計算すればよいか。

○　問２に記載のとおり、所要勤務日数に極端に差がある場合には、その期間ごとに平均１ヶ月当たりの通勤所要回数を計算して差し支えない。

　計算例

　任用期間：５月２０日～９月３０日

　勤 務 日：月・水・金

　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数

５月⇒６日（月×２日、水×２日、金×２日）÷1ヶ月＝６回

　６月～９月⇒５５日（月×17日、水×19日、金×19日）÷４ヶ月＝13.75→１４回

問４　任用後に勤務時間数が追加され、所要勤務日数が変更になった場合はどのように取り扱えばよいか。

○　勤務形態が変更された時点で、再度、認定を行うこととなる。

問５　年間の通勤所要回数には、直行直帰の出張で勤務する日は含まないか。（スクールカウンセラーの連携校勤務など）

○　勤務を割り振られている日については、通勤所要回数に含める。

問６　ICOCA以外の交通系ICカード・アプリ等使用している場合の支給額は、ICOCAでの認定になるのか。また、ICOCA認定の場合、引き続き他のICカードを使用してもよいか。

○　通勤交通費については、職員が実態として他のカード・アプリ等を使用している場合であっても、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路及び方法により認定することとなる。

　　なお、ＩＣＯＣＡより低廉となる他の通勤経路及び方法があるのであれば、当然、そちらにより認定することとなる。

問７　ポイントサービスでの認定となり、回数券での支給額より高くなる場合もあるのか。

○　問６に記載のとおり。

問８　職員が実際にポイントサービスを受ける手続きを行っていない場合でも、ポイントサービスを受けていることとして、通勤交通費の計算を行うのか。

○　お見込のとおり。

問９　複数校に勤務する職員の場合、通勤交通費はどのように計算するのか。

○　本務校と兼務校にて月ごとの勤務状況を確認し、通勤交通費を計算する。

　　ただし、勤務する曜日が固定されているなど、標準的な勤務形態があるのであれば、それによりポイントサービス額を算出し、以降その額を基準として計算しても差し支えない。

　計算例

　任用期間：１０月１日～３月３１日

勤務校：A校（本務）及びB校（兼務）

　標準的な勤務形態：あり（月、金⇒A校、水⇒B校）

　任用期間中の所要勤務日数：A校⇒47日、B校⇒23日

　通勤状況：A校（JR）、B校（ＪＲ＋神戸市バス）

　　　　　　※神戸市バスは昼間の時間の利用はなし

　　　　　　※ＪＲは同一運賃区間利用

　片道運賃：JR⇒A校、B校とも160円区間（1ヶ月定期4,960円）

神戸市バス⇒210円（１ヶ月定期8,820円）

　平均１ヶ月当たりの通勤所要回数：A校⇒8回、B校⇒４回

　当月の通勤回数：A校⇒９回、B校⇒4回

　JR

当月の通勤回数

この部分は固定

　160円×２×3,840円／（3,840円＋336円）× 9回＝2648.27・・・A校

160×ポイント加算対象利用回数14回×15%

160×2×12

　　　　　　　　　 　 （同上）　　 　　　 　　　　× 4回＝1,177.01・・・B校

この部分は固定

当月の通勤回数

　神戸市バス

　　210円×２×1,680円／（1,680円＋84円）×４回＝1,600・・・B校

1,680×5%

210×2×4

　　合計　A校＝2,648.27→2,648円

　　　 　 B校＝1,177.01＋1,600→2,777円

問１０　往路と復路が異なる会計年度職員の通勤交通費について、どのように計算すればよいか。

○　交通機関の利用実態に応じて計算することとなる。

　計算例

　勤務形態：週１日（月４日）

　任用開始：令和３年10月１日

　往路　自宅　→　阪神バス　→　ＪＲ　→　神姫バス　　→　在勤庁

　復路　自宅　←　阪神バス　←　ＪＲ　←（私用車同乗※） ←　在勤庁

　※退勤後時間に合うバスがないため、学校長がやむを得ないと認め復路のみ学校職員が送迎

　①阪神バス　片道運賃：210円、１ヶ月定期8,820円

　　往復　　　プリペイド券(hanica) 購入のたび８％ポイント加算

　　　　　　　１ヶ月定期＞プリペイド券･･･プリペイド券で支給

通勤回数

　　　　　　　【支給額】

　　　　　　　210円×2×1,680円/(1,680円＋134円)×４回＝1,555.89円・・・ ①

　　　　　　　　　　　　　 210×2×4　　　　　 1,680×8%

　②ＪＲ　　　片道運賃：1,520円、１ヶ月定期39,590円

　　往復　　　ICOCA １ヶ月の利用回数10回まではポイントなし

　　　　　　　１回ごとの定額運賃で支給

通勤回数

　　　　　　　【支給額】

　　　　　　　1,520円×2×4回＝12,160円 ・・・②

　③神姫バス　片道運賃：170円、１ヶ月定期 7,140円

　　片道　　　プリペイド券(NicoPa) 普通10％加算、徳用適用時間帯30%加算

　　　　　　　　　　　　　　　　　※今回は普通10％で認定

　　　　　　　１ヶ月定期＞プリペイド券･･･プリペイド券で支給

　　　　　　　【支給額】

通勤回数

　　　　　　　170円×１×680円/(680円＋68円)×４回＝618.18円・・・ ③

　　　　　　　　　　　　　 170×１×4　　680×10%

　　合計　①＋②＋③＝14,334.07→14,334円

問１１　昼間利用ポイントで認定している職員について、電車の遅延等により昼間利用ポイントを受けられなかった場合、昼間利用ポイントを除いて計算するべきか。

○　電車の遅延等にかかわらず、認定のとおり、昼間ポイント還元を受けたものとして計算、支給して差し支えない。